

半田市告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から1か月間半田市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月24日

半 田 市 長 久 世 孝 宏

路線 番号	路線名称	起点側地番	終点側地番
5096	御幸新川1号線	御幸町11番地先	新川町1番地先

道路延長調書 （令和7年12月19日現在）

路線数		総延長（m）
合計	3,158路線	661,467.6